

福島復興再生特別措置法案に対する修正案新旧対照条文  
 福島復興再生特別措置法案

(傍線部分は修正部分)

修正案	政府案
<p>福島復興再生特別措置法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条 第四条)</p> <p>第二章 福島復興再生基本方針(第五条・第六条)</p> <p>第三章 避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置</p> <p>第一節 避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置(第七条 第十七条)</p> <p>第二節 課税の特例(第十八条・第十九条)</p> <p>第三節 公営住宅法の特例等(第二十条 第二十五条)</p> <p>第四章 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置(第二十六条 第三十七条)</p> <p>第五章 原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置</p> <p>第一節 産業復興再生計画及びこれに基づく措置(第三十八条 第五十条)</p> <p>第二節 東日本大震災復興特別区域法の特例(第五十一条・第五十二条)</p> <p>第三節 農林水産業の復興及び再生のための施策等(第五十三条 第</p>	<p>福島復興再生特別措置法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条 第四条)</p> <p>第二章 福島復興再生基本方針(第五条・第六条)</p> <p>第三章 避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置</p> <p>第一節 避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置(第七条 第十五条)</p> <p>第二節 課税の特例(第十六条・第十七条)</p> <p>第三節 公営住宅法の特例等(第十八条 第二十三条)</p> <p>第四章 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置(第二十四条 第三十五条)</p> <p>第五章 原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置</p> <p>第一節 産業復興再生計画及びこれに基づく措置(第三十六条 第四十八条)</p> <p>第二節 東日本大震災復興特別区域法の特例(第四十九条・第五十条)</p> <p>第三節 農林水産業の復興及び再生のための施策等(第五十一条 第</p>

五十七条)

第六章 新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進(第五十八

条 第六十三条)

第七章 福島の復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置(

第六十四条 第六十九条)

第八章 原子力災害からの福島復興再生協議会(第七十条)

第九章 雑則(第七十一条 第七十五条)

附則

(目的)

第一条 この法律は、原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島  
の復興及び再生が、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を  
推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえて行われるべきもの  
であることに鑑み、原子力災害からの福島の復興及び再生の基本となる  
福島復興再生基本方針の策定、避難解除等区域の復興及び再生のための  
特別の措置、原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置  
等について定めることにより、原子力災害からの福島の復興及び再生の  
推進を図り、もって東日本大震災復興基本法(平成二十三年法律第七十  
六号)第二条の基本理念に則した東日本大震災からの復興の円滑かつ迅  
速な推進と活力ある日本の再生に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 原子力災害からの福島の復興及び再生は、原子力災害により多数

五十五条)

第六章 新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進(第五十六

条 第六十一条)

第七章 原子力災害からの福島復興再生協議会(第六十二条)

第八章 雑則(第六十三条 第六十七条)

附則

(目的)

第一条 この法律は、原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島  
の復興及び再生が、その置かれた特殊な諸事情を踏まえて行われるべき  
ものであることに鑑み、原子力災害からの福島の復興及び再生の基本と  
なる福島復興再生基本方針の策定、避難解除等区域の復興及び再生のた  
めの特別の措置、原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の  
措置等について定めることにより、原子力災害からの福島の復興及び再  
生の推進を図り、もって東日本大震災復興基本法(平成二十三年法律第  
七十六号)第二条の基本理念に則した東日本大震災からの復興の円滑か  
つ迅速な推進と活力ある日本の再生に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 原子力災害からの福島の復興及び再生は、原子力災害により多数

の住民が避難を余儀なくされたこと、復旧に長期間を要すること、放射性物質による汚染のおそれ起因して住民の健康上の不安が生じていること、これらに伴い安心して暮らし、子どもを生子、育てることができ環境を実現するとともに、社会経済を再生する必要があることその他の福島が直面する緊要な課題について、女性、子ども、障害者等を含めた多様な住民の意見を尊重しつつ解決することにより、地域経済の活性化を促進し、福島の地域社会の絆きずなの維持及び再生を図ることを旨として、行われなければならない。

2 原子力災害からの福島の復興及び再生は、住民一人一人が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができるように行われることを旨として、行われなければならない。

3 原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策は、福島の地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、講ぜられなければならない。

4 原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策は、福島の地域のコミュニティの維持に配慮して講ぜられなければならない。

5 原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策が講ぜられるに当たっては、放射性物質による汚染の状況及び人の健康への影響、原子力災害からの福島の復興及び再生の状況等に関する正確な情報の提供に特に留意されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条に規定する基本理念のっとり、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策を総合的に策定し、継続的かつ迅速に実

の住民が避難を余儀なくされたこと、復旧に長期間を要すること、放射性物質による汚染のおそれ起因して住民の健康上の不安が生じていること、これらに伴い安心して暮らし、子どもを生子、育てることができ環境を実現するとともに、社会経済を再生する必要があることその他の福島が直面する緊要な課題について、女性、子ども、障害者等を含めた多様な住民の意見を尊重しつつ解決することにより、地域経済の活性化を促進し、福島の地域社会の絆きずなの維持及び再生を図ることを旨として、行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条に規定する基本理念のっとり、福島の地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、原子力災害からの福島の復興及び再

施する責務を有する。

第四条 (略)

(福島復興再生基本方針の策定等)

第五条 (略)

2 福島復興再生基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～四 (略)

五 第三十八条第一項に規定する産業復興再生計画の同条第九項の認定に関する基本的な事項

六 (略)

七 第五十八条第一項に規定する重点推進計画の同条第五項の認定に関する基本的な事項

八・九 (略)

3～7 (略)

第六条 (略)

(避難解除等区域復興再生計画)

第七条 (略)

2 避難解除等区域復興再生計画には、次に掲げる事項(第三号から第五号までに掲げる事項)あつては、過去に避難指示の対象となつたことが

生に関する施策を総合的に策定し、継続的かつ迅速に実施する責務を有する。

第四条 (略)

(福島復興再生基本方針の策定等)

第五条 (略)

2 福島復興再生基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～四 (略)

五 第三十六条第一項に規定する産業復興再生計画の同条第九項の認定に関する基本的な事項

六 (略)

七 第五十六条第一項に規定する重点推進計画の同条第五項の認定に関する基本的な事項

八・九 (略)

3～7 (略)

第六条 (略)

(避難解除等区域復興再生計画)

第七条 (略)

2 避難解除等区域復興再生計画には、次に掲げる事項(第三号から第五号までに掲げる事項)あつては、過去に避難指示の対象となつたことが

ない区域にわたるものであって、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要と認められるものを含む。）を定めるものとする。

- 一 避難解除等区域復興再生計画の意義及び目標
- 二 避難解除等区域復興再生計画の期間
- 三 産業の復興及び再生に関する事項
- 四 道路、港湾、海岸その他の公共施設の整備に関する事項
- 五 生活環境の整備に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、将来的な住民の帰還を目指す区域における避難指示の解除後の当該区域の復興及び再生に向けた準備のための取組その他避難解除等区域の復興及び再生に関し特に必要な事項

3 } 7 (略)

第八条 (略)

(漁港漁場整備法の特例)

第九条 農林水産大臣は、避難解除等区域復興再生計画(第七条第二項第四号に掲げる事項に係る部分に限る。次条から第十六条までにおいて同じ。)に基づいて行う漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号(第四条第一項に規定する漁港漁場整備事業(漁港管理者)(同法第二十条五条の規定により決定された地方公共団体をいう。以下この条において同じ。))である福島県が管理する同法第一条に規定する漁港に係る同項第一号に掲げる事業に係るものに限る。))に関する工事(東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等に

ない区域にわたるものであって、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要と認められるものを含む。)を定めるものとする。

- 一 避難解除等区域復興再生計画の意義及び目標
- 二 避難解除等区域復興再生計画の期間
- 三 産業の復興及び再生に関する事項
- 四 道路、港湾、海岸その他の公共施設の整備に関する事項
- 五 生活環境の整備に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、避難解除等区域の復興及び再生に関し特に必要な事項

3 } 7 (略)

第八条 (略)

よる代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号。以下「震災復旧  
代行法」という。）第三条第一項各号に掲げる事業に係るものを除く。

（であつて、福島県における漁港漁場整備事業に関する工事の実施体制  
その他の地域の実情を勘案して、避難解除等区域の復興及び再生のため  
に特に必要があるものとして内閣総理大臣が農林水産大臣の同意を得て  
指定したもの（第三項及び第四項において「復興漁港工事」という。）  
を、自ら施行することができる。

2 前項の規定による指定は、漁港管理者である福島県の要請に基づいて  
行うものとする。

3 農林水産大臣は、第一項の規定により復興漁港工事を施行する場合に  
おいては、政令で定めるところにより、漁港管理者である福島県に代わ  
つてその権限を行うものとする。

4 第一項の規定により農林水産大臣が施行する復興漁港工事に要する費  
用は、国の負担とする。この場合において、福島県は、当該費用の額か  
ら、自ら当該復興漁港工事を施行することとした場合に国が福島県に交  
付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

5 第三項の規定により漁港管理者に代わつてその権限を行う農林水産大  
臣は、漁港漁場整備法第七章の規定の適用については、漁港管理者とみ  
なす。

（砂防法の特例）

第十条 国土交通大臣は、避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う砂  
防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防工事（震災復

（砂防法の特例）

第九条 国土交通大臣は、避難解除等区域復興再生計画（第七条第一項第  
四号に掲げる事項に係る部分に限る。次条から第十四条までにおいて同

旧代行法第四条第一項各号に掲げる事業に係るものを除く。）であつて、福島県における砂防工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したもの（第三項及び第四項において「復興砂防工事」という。）を、自ら施行することができる。

2～4 （略）

第十一条・第十二条 （略）

（海岸法の特例）

第十三条 （略）

2 前項の規定による指定は、海岸管理者（海岸法第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。以下この条及び第四十五条第二項第一号において同じ。）である福島県知事の要請に基づいて行うものとする。

3～5 （略）

（地すべり等防止法の特例）

第十四条 主務大臣（地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第

五十一条第一項に規定する主務大臣をいう。以下この条において同じ。）

じ。）に基づいて行う砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防工事（東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号。以下「震災復旧代行法」という。）第四条第一項各号に掲げる事業に係るものを除く。）であつて、福島県における砂防工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したもの（第三項及び第四項において「復興砂防工事」という。）を、自ら施行することができる。

2～4 （略）

第十条・第十一条 （略）

（海岸法の特例）

第十二条 （略）

2 前項の規定による指定は、海岸管理者（海岸法第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。以下この条及び第四十三条第二項第一号において同じ。）である福島県知事の要請に基づいて行うものとする。

3～5 （略）

( )は、避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う同法第一条第四項に規定する地すべり防止工事（震災復旧代用法第八条第一項各号に掲げる事業に係るものを除く。）であつて、福島県における地すべり防止工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が主務大臣の同意を得て指定したもの（第三項及び第四項において「復興地すべり防止工事」という。）を、自ら施行することができる。

2 前項の規定による指定は、福島県知事の要請に基づいて行うものとする。

3 主務大臣は、第一項の規定により復興地すべり防止工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、福島県知事に代わつてその権限を行うものとする。

4 第一項の規定により主務大臣が施行する復興地すべり防止工事に要する費用は、国の負担とする。この場合において、福島県は、政令で定めるところにより、当該費用の額から、福島県知事が自ら当該復興地すべり防止工事を施行することとした場合に国が福島県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

5 第三項の規定により福島県知事に代わつてその権限を行う主務大臣は、地すべり等防止法第六章の規定の適用については、福島県知事とみなす。

第十五条～第十九条（略）

第十三条～第十七条（略）



(公営住宅に係る国の補助の特例)

第二十条 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第十六号に規定する事業主体（次項及び第二十二條第二項において「事業主体」という。）が、避難指示区域（現に避難指示であつて第四条第四号イ又はロに掲げる指示であるものの対象となつてゐる区域をいう。以下同じ。）に存する住宅に平成二十三年三月十一日において居住していた者（以下「居住制限者」という。）に賃貸又は転貸するため同法第二条第七号に規定する公営住宅の整備をする場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へて、これらの規定を適用し、同法第八条第一項ただし書若しくは第十七条第三項ただし書又は激甚災害<sup>じん</sup>に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号。以下この条及び第二十二條において「激甚災害法」という。）第二十二條第一項ただし書の規定は、適用しない。

公営住宅法第八条第一項	次の各号の一に該当する場合において、事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた	事業主体が第十一条第一項に規定する交付申請書を提出する日において居住制限者（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第 号）
-------------	---	--

(公営住宅に係る国の補助の特例)

第十八条 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第十六号に規定する事業主体（次項及び第二十二條第二項において「事業主体」という。）が、避難指示区域（現に避難指示であつて第四条第四号イ又はロに掲げる指示であるものの対象となつてゐる区域をいう。第二十二條及び第二十三條第一項において同じ。）に存する住宅に平成二十三年三月十一日において居住していた者（以下「居住制限者」という。）に賃貸又は転貸するため同法第二条第七号に規定する公営住宅の整備をする場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へて、これらの規定を適用し、同法第八条第一項ただし書若しくは第十七条第三項ただし書又は激甚災害<sup>じん</sup>に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号。以下この条及び第二十二條において「激甚災害法」という。）第二十二條第一項ただし書の規定は、適用しない。

公営住宅法第八条第一項	次の各号の一に該当する場合において、事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた	事業主体が第十一条第一項に規定する交付申請書を提出する日において居住制限者（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第 号）
-------------	---	--

	<p>公営住宅法第十七条第三項</p>	<p>激甚災害法第二十二條第一項</p>
	<p>同項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた</p>	<p>激甚災害を受けた政令で定める地域にあつた住宅であつて当該激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた</p>
<p>第二十条第一項に規定する居住制限者をいう。第十七条第三項において同じ。）である</p>	<p>居住制限者である</p>	<p>公営住宅法第十一条第一項に規定する交付申請書を提出する日において居住制限者（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第 号）第二十條第一項に</p>
	<p>公営住宅法第十七条第三項</p>	<p>激甚災害法第二十二條第一項</p>
	<p>同項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた</p>	<p>激甚災害を受けた政令で定める地域にあつた住宅であつて当該激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた</p>
<p>規定する居住制限者をいう。第十七条第三項において同じ。）である</p>	<p>居住制限者である</p>	<p>公営住宅法第十一条第一項に規定する交付申請書を提出する日において居住制限者（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第 号）第十八條第一項に規定する居住制限者</p>

		規定する居住制限者をいう。）である
--	--	-------------------

2 (略)

第二十一条 (略)

(居住制限者向け公営住宅等の処分の特例)

第二十二條 第二十條第一項の規定により読み替えられた公営住宅法第八條第一項若しくは激甚災害法第二十二條第一項の規定による国の補助を受け、又は東日本大震災復興特別区域法第七十八條第三項に規定する復興交付金(次項及び第六十七條第一項において「復興交付金」という。)を充てて居住制限者に賃貸するため建設又は買取りをした公営住宅(当該公営住宅に係る公営住宅法第二條第九号に規定する共同施設(次項において「共同施設」という。)を含む。)に対する公営住宅法第四十四條第一項及び第二項並びに附則第十五項の規定の適用については、同條第一項中「四分の一」とあるのは「六分の一」と、同條第二項中「又はこれらの修繕若しくは改良」とあるのは「若しくはこれらの修繕若しくは改良に要する費用又は地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第七十九号)第六條の地域住宅計画に基づく事業若しくは事務の実施」と、同法附則第十五項中「その耐用年限の四分の一を経過した場合においては」とあるのは

		をいう。)である
--	--	----------

2 (略)

第十九条 (略)

(居住制限者向け公営住宅等の処分の特例)

第二十條 第十八條第一項の規定により読み替えられた公営住宅法第八條第一項若しくは激甚災害法第二十二條第一項の規定による国の補助を受け、又は東日本大震災復興特別区域法第七十八條第三項に規定する復興交付金(次項において「復興交付金」という。)を充てて居住制限者に賃貸するため建設又は買取りをした公営住宅(当該公営住宅に係る公営住宅法第二條第九号に規定する共同施設(次項において「共同施設」という。)を含む。)に対する公営住宅法第四十四條第一項及び第二項並びに附則第十五項の規定の適用については、同條第一項中「四分の一」とあるのは「六分の一」と、同條第二項中「又はこれらの修繕若しくは改良」とあるのは「若しくはこれらの修繕若しくは改良に要する費用又は地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第七十九号)第六條の地域住宅計画に基づく事業若しくは事務の実施」と、同法附則第十五項中「その耐用年限の四分の一を経過した場合においては」とあるのは「その耐用年限の六分の

「その耐用年限の六分の一を経過した場合において特別の事由のあるとき、又は耐用年限の四分の一を経過した場合においては」とする。

2 事業主体は、第二十条第一項の規定により読み替えられた公営住宅法第八條第一項若しくは激甚災害法第二十二條第一項の規定による国の補助を受け、若しくは復興交付金を充てて居住制限者に賃貸するため建設若しくは買取りをし、又は居住制限者に転貸するため借上げをした公営住宅（当該公営住宅に係る共同施設を含む。）について、当該事業主体である地方公共団体の区域内の住宅事情からこれを引き続いて管理する必要がないと認めるときは、公営住宅法第四十四條第三項の規定にかかわらず、当該公営住宅の用途を廃止することができる。この場合において、当該事業主体は、当該公営住宅の用途を廃止した日から三十日以内にその旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

第二十三条～第二十五条（略）

（健康管理調査の実施）

第二十六条 福島県は、福島復興再生基本方針に基づき、平成二十三年三月十一日において福島に住所を有していた者その他これに準ずる者に対し、健康管理調査（被ばく放射線量の推計、子どもに対する甲状腺がんに関する検診その他の健康管理を適切に実施するための調査をいう。以下同じ。）を行うことができる。

第二十七条・第二十八条（略）

一を経過した場合において特別の事由のあるとき、又は耐用年限の四分の一を経過した場合においては」とする。

2 事業主体は、第十八条第一項の規定により読み替えられた公営住宅法第八條第一項若しくは激甚災害法第二十二條第一項の規定による国の補助を受け、若しくは復興交付金を充てて居住制限者に賃貸するため建設若しくは買取りをし、又は居住制限者に転貸するため借上げをした公営住宅（当該公営住宅に係る共同施設を含む。）について、当該事業主体である地方公共団体の区域内の住宅事情からこれを引き続いて管理する必要がないと認めるときは、公営住宅法第四十四條第三項の規定にかかわらず、当該公営住宅の用途を廃止することができる。この場合において、当該事業主体は、当該公営住宅の用途を廃止した日から三十日以内にその旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

第二十一条～第二十三条（略）

（健康管理調査の実施）

第二十四条 福島県は、福島復興再生基本方針に基づき、平成二十三年三月十一日において福島に住所を有していた者その他これに準ずる者に対し、健康管理調査（被ばく放射線量の推計その他の健康管理を適切に実施するための調査をいう。次条及び第二十六条において同じ。）を行うことができる。

第二十五条・第二十六条（略）

(健康増進等を図るための施策の支援)

第二十九条 国は、福島県地方公共団体が行う住民の健康の増進及び健康上の不安の解消を図るための放射線量の測定のための機器を用いた住民の被ばく放射線量の評価その他の取組を支援するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第三十条 (略)

(除染等の措置等の迅速な実施等)

第三十一条 国は、福島県の健全な復興を図るため、福島県地方公共団体と連携して、福島県における除染等の措置等(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号)第二十五条第一項に規定する除染等の措置等をいう。第三項及び第三十三条において同じ。)を迅速に実施するものとする。

2・3 (略)

第三十二条～第三十四条 (略)

(教育を受ける機会の確保のための施策)

第三十五条 国は、原子力災害による被害により福島県の児童、生徒等が教

(健康増進等を図るための施策の支援)

第二十七条 国は、福島県地方公共団体が行う住民の健康の増進及び健康上の不安の解消を図るための放射線量の測定のための機器を用いた住民の被ばく放射線量の評価その他の取組を支援するため、必要な措置を講ずるものとする。

第二十八条 (略)

(除染等の措置等の迅速な実施等)

第二十九条 国は、福島県の健全な復興を図るため、福島県地方公共団体と連携して、福島県における除染等の措置等(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号)第二十五条第一項に規定する除染等の措置等をいう。第三項及び第三十一条において同じ。)を迅速に実施するものとする。

2・3 (略)

第三十条～第三十二条 (略)

(教育を受ける機会の確保のための施策)

第三十三条 国は、原子力災害による被害により福島県の児童、生徒等が教

育を受ける機会が妨げられることのないよう、福島県地方公共団体その他の者が行う学校施設の整備、教職員の配置、就学の援助、自然体験活動の促進その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

### 第三十六条 (略)

(その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置)

第三十七条 国は、第二十八条から前条までに定めるもののほか、福島県において、放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現を図るために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(産業復興再生計画の認定)

### 第三十八条 (略)

2 産業復興再生計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 (略)

三 第一号の目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする産業復興再生事業(次に掲げる事業で、第四十条から第五十条までの規定による規制の特例措置の適用を受けるものをいう。以下同じ)の内容及び実施主体に関する事項

イ 福島県特例通訳案内士育成等事業(福島県において福島県特例通訳案内士(第四十条第二項に規定する福島県特例通訳案内士をいう。)(の育

育を受ける機会が妨げられることのないよう、福島県地方公共団体その他の者が行う学校施設の整備、教職員の適正な配置、就学の援助、自然体験活動の促進その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

### 第三十四条 (略)

(その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置)

第三十五条 国は、第二十六条から前条までに定めるもののほか、福島県において、放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現を図るために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(産業復興再生計画の認定)

### 第三十六条 (略)

2 産業復興再生計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 (略)

三 第一号の目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする産業復興再生事業(次に掲げる事業で、第三十八条から第四十八条までの規定による規制の特例措置の適用を受けるものをいう。以下同じ)の内容及び実施主体に関する事項

イ 福島県特例通訳案内士育成等事業(福島県において福島県特例通訳案内士(第三十八条第二項に規定する福島県特例通訳案内士をいう。)(の

成、確保及び活用を図る事業をいう。)

ロ(二) (略)

ホ 流通機能向上事業(流通業務施設(トラクターミナル、卸売市場、倉庫又は上屋をいう。以下ホ及び第四十八条第二項において同じ。)を中核として、輸送、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うことによる流通業務の総合化を図る事業又は輸送網の集約、配送の共同化その他の輸送の合理化を行うことによる流通業務の効率化を図る事業(当該事業の用に供する流通業務施設の整備を行う事業を含む。))であつて、福島における流通機能の向上に資するものをいう。)

へ・ト (略)

四 前号に規定する産業復興再生事業ごとの第四十条から第五十条までの規定による特別の措置の内容

五 (略)

3 前項の「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制についての第四十条から第四十八条までに規定する法律の特例に関する措置及び政令又は主務省令(以下この項において「政令等」という。))により規定された規制についての第四十九条の規定による政令若しくは復興庁令(告示を含む。))・主務省令(第七十二条ただし書に規定する規制にあつては、主務省令。第四十九条及び第五十条において「復興庁令・主務省令」という。))又は第五十条の規定による条例で規定する政令等の特例に関する措置をいい、これらの措置の適用を受ける場合において当該規制の趣旨に照らし福島県がこれらの措置と併せて実施し又はその実施

育成、確保及び活用を図る事業をいう。)

ロ(二) (略)

ホ 流通機能向上事業(流通業務施設(トラクターミナル、卸売市場、倉庫又は上屋をいう。以下ホ及び第四十六条第二項において同じ。)を中核として、輸送、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うことによる流通業務の総合化を図る事業又は輸送網の集約、配送の共同化その他の輸送の合理化を行うことによる流通業務の効率化を図る事業(当該事業の用に供する流通業務施設の整備を行う事業を含む。))であつて、福島における流通機能の向上に資するものをいう。)

へ・ト (略)

四 前号に規定する産業復興再生事業ごとの第三十八条から第四十八条までの規定による特別の措置の内容

五 (略)

3 前項の「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制についての第三十八条から第四十六条までに規定する法律の特例に関する措置及び政令又は主務省令(以下この項において「政令等」という。))により規定された規制についての第四十七条の規定による政令若しくは復興庁令(告示を含む。))・主務省令(第六十四条ただし書に規定する規制にあつては、主務省令。第四十七条及び第四十八条において「復興庁令・主務省令」という。))又は第四十八条の規定による条例で規定する政令等の特例に関する措置をいい、これらの措置の適用を受ける場合において当該規制の趣旨に照らし福島県がこれらの措置と併せて実施し又はそ

を促進することが必要となる措置を含むものとする。

4 福島県知事は、産業復興再生計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長及び第二項第三号に規定する実施主体（第四十四条及び第四十七条を除き、以下「実施主体」という。）の意見を聴かなければならない。

5  
5  
11

（東日本大震災復興特別区域法の準用）

第三十九条 東日本大震災復興特別区域法第五条から第十一条まで（同条第七項を除く。）の規定は、産業復興再生計画について準用する。この場合において、同法第五条中「認定」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十八条第九項の認定」と、同条第二項中「前条第十項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十八条第十項」と、同法第六条第一項中「認定を受けた特定地方公共団体」とあり、同法第七条第一項中「特定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）」とあり、同条第二項、同法第八条並びに同法第十条の見出し並びに同条第一項及び第三項中「認定地方公共団体」とあり、同法第十一条第一項中「申請をしようとする特定地方公共団体（地域協議会を組織するものに限る。）又は認定地方公共団体（以下この条及び次条において「認定地方公共団体等」という。）」とあり、同条第二項、第三項及び第八項中「認定地方公共団体等」とあり、並びに同条第六項中「当該提案をした認定地方公共団体等」とあるのは「福島県知事」と、同法第六条第一項中「認定を受けた」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十八条第九項

の実施を促進することが必要となる措置を含むものとする。

4 福島県知事は、産業復興再生計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長及び第二項第三号に規定する実施主体（第四十二条及び第四十五条を除き、以下「実施主体」という。）の意見を聴かなければならない。

5  
5  
11

（東日本大震災復興特別区域法の準用）

第三十七条 東日本大震災復興特別区域法第五条から第十一条まで（同条第七項を除く。）の規定は、産業復興再生計画について準用する。この場合において、同法第五条中「認定」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十六条第九項の認定」と、同条第二項中「前条第十項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十六条第十項」と、同法第六条第一項中「認定を受けた特定地方公共団体」とあり、同法第七条第一項中「特定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）」とあり、同条第二項、同法第八条並びに同法第十条の見出し並びに同条第一項及び第三項中「認定地方公共団体」とあり、同法第十一条第一項中「申請をしようとする特定地方公共団体（地域協議会を組織するものに限る。）又は認定地方公共団体（以下この条及び次条において「認定地方公共団体等」という。）」とあり、同条第二項、第三項及び第八項中「認定地方公共団体等」とあり、並びに同条第六項中「当該提案をした認定地方公共団体等」とあるのは「福島県知事」と、同法第六条第一項中「認定を受けた」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十六条第九項



の認定を受けた」と、同条第二項中「第四条第三項から第十一項まで」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十八条第四項から第十一項まで」と、同法第七条第一項中「第四条第九項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十八条第九項」と、同条第二項中「復興推進事業」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十八条第二項第三号に規定する産業復興再生事業（以下「産業復興再生事業」という。）」と、同法第八条第二項、第十条第二項並びに第十一条第一項及び第八項中「復興推進事業」とあるのは「産業復興再生事業」と、同法第九条第一項中「第四条第九項各号」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十八条第九項各号」と、同条第三項中「第四条第十一項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十八条第十一項」と、同法第十一条の見出し及び同条第八項中「復興特別意見書」とあるのは「福島復興再生特別意見書」と、同条第一項中「第八項並びに次条第一項」とあるのは「第八項」と、同項及び同条第八項中「申請に係る復興推進計画の区域」とあり、並びに同条第二項中「復興推進計画の区域」とあるのは「福島県の区域」と、同条第四項中「復興特別区域基本方針」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五条第一項に規定する福島復興再生基本方針」と、同条第五項中「復興特別区域基本方針」とあるのは「同項の福島復興再生基本方針」と、同条第六項中「通知しなければ」とあるのは「通知するとともに、遅滞なく、かつ、適切な方法で、国会に報告しなければ」と、同条第九項中「復興特別意見書の提出」とあるのは「第六項の規定による内閣総理大臣の報告又は福島復興再生特別意見書の提出」と、「当該復興特別意見書」とあるのは「当該報告又は福島復興再生特別意見書」と読

の認定を受けた」と、同条第二項中「第四条第三項から第十一項まで」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十六条第四項から第十一項まで」と、同法第七条第一項中「第四条第九項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十六条第九項」と、同条第二項中「復興推進事業」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十六条第二項第三号に規定する産業復興再生事業（以下「産業復興再生事業」という。）」と、同法第八条第二項、第十条第二項並びに第十一条第一項及び第八項中「復興推進事業」とあるのは「産業復興再生事業」と、同法第九条第一項中「第四条第九項各号」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十六条第九項各号」と、同条第三項中「第四条第十一項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十六条第十一項」と、同法第十一条の見出し及び同条第八項中「復興特別意見書」とあるのは「福島復興再生特別意見書」と、同条第一項中「第八項並びに次条第一項」とあるのは「第八項」と、同項及び同条第八項中「申請に係る復興推進計画の区域」とあり、並びに同条第二項中「復興推進計画の区域」とあるのは「福島県の区域」と、同条第四項中「復興特別区域基本方針」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五条第一項に規定する福島復興再生基本方針」と、同条第五項中「復興特別区域基本方針」とあるのは「同項の福島復興再生基本方針」と、同条第六項中「通知しなければ」とあるのは「通知するとともに、遅滞なく、かつ、適切な方法で、国会に報告しなければ」と、同条第九項中「復興特別意見書の提出」とあるのは「第六項の規定による内閣総理大臣の報告又は福島復興再生特別意見書の提出」と、「当該復興特別意見書」とあるのは「当該報告又は福島復興再生特別意見書」と読

み替えるものとする。

2 (略)

(通訳案内士法の特例)

第四十条 福島県知事が、第三十八条第二項第三号イに規定する福島特例通訳案内士育成等事業を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定(同条第九項の認定をいい、前条第一項において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この節において同じ。)を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該福島特例通訳案内士育成等事業に係る福島特例通訳案内士については、次項から第十三項までに定めるところによる。

2 6 (略)

7 通訳案内士法第三章の規定は、福島特例通訳案内士の登録について準用する。この場合において、同法第十八条、第十九条(見出しを含む。)

(及び第二十七条(見出しを含む。))中「通訳案内士登録簿」とあるのは「福島特例通訳案内士登録簿」と、同法第十九条中「都道府県」とあるのは「福島県」と、同法第二十条第一項及び第二十二条中「第十八条」とあるのは「福島復興再生特別措置法第四十条第七項において準用する第十八条」と、同法第二十条第一項、第二十一条、第二十二條、第二十三条第一項及び第二十四条から第二十七条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「福島県知事」と、同法第二十二條(見出しを含む。)

中「通訳案内士登録証」とあるのは「福島特例通訳案内士登録証」と、同法第二十五条第一項第三号中「第四条各号」とあるのは「福島復興再

み替えるものとする。

2 (略)

(通訳案内士法の特例)

第三十八条 福島県知事が、第三十六条第二項第三号イに規定する福島特例通訳案内士育成等事業を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定(同条第九項の認定をいい、前条第一項において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この節において同じ。)を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該福島特例通訳案内士育成等事業に係る福島特例通訳案内士については、次項から第十三項までに定めるところによる。

2 6 (略)

7 通訳案内士法第三章の規定は、福島特例通訳案内士の登録について準用する。この場合において、同法第十八条、第十九条(見出しを含む。)

(及び第二十七条(見出しを含む。))中「通訳案内士登録簿」とあるのは「福島特例通訳案内士登録簿」と、同法第十九条中「都道府県」とあるのは「福島県」と、同法第二十条第一項及び第二十二条中「第十八条」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十八条第七項において準用する第十八条」と、同法第二十条第一項、第二十一条、第二十二條、第二十三条第一項及び第二十四条から第二十七条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「福島県知事」と、同法第二十二條(見出しを含む。)

中「通訳案内士登録証」とあるのは「福島特例通訳案内士登録証」と、同法第二十五条第一項第三号中「第四条各号」とあるのは「福島復興

生特別措置法第四十条第五項各号」と、同法第二十六条中「第二十一条第一項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第四十条第七項において準用する第二十一条第一項」と読み替えるものとする。

8 通訳案内士法第四章の規定は、福島特例通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「第三十五条第一項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第四十条第九項において準用する第三十五条第一項」と、同法第二項並びに同法第三十二条第一項及び第二項並びに第三十四条中「都道府県知事」とあるのは「福島県知事」と、同法第三十二条第一項中「この法律又はこの法律」とあるのは「福島復興再生特別措置法又は同法」と読み替えるものとする。

9 13 (略)

(商標法の特例)

第四十一条 福島県知事が、第三十八条第二項第三号口に規定する商品等需要開拓事業(以下この条において「商品等需要開拓事業」という。)を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該産業復興再生計画に記載された第七項の実施期間内に限り、当該商品等需要開拓事業については、次項から第六項までの規定を適用する。

2 6 (略)

7 第一項の産業復興再生計画には、第三十八条第二項第三号に掲げる事項として、商品等需要開拓事業ごとに、当該事業の目標及び実施期間を定めるものとする。

再生特別措置法第三十八条第五項各号」と、同法第二十六条中「第二十一条第一項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十八条第七項において準用する第二十一条第一項」と読み替えるものとする。

8 通訳案内士法第四章の規定は、福島特例通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「第三十五条第一項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十八条第九項において準用する第三十五条第一項」と、同法第二項並びに同法第三十二条第一項及び第二項並びに第三十四条中「都道府県知事」とあるのは「福島県知事」と、同法第三十二条第一項中「この法律又はこの法律」とあるのは「福島復興再生特別措置法又は同法」と読み替えるものとする。

9 13 (略)

(商標法の特例)

第三十九条 福島県知事が、第三十六条第二項第三号口に規定する商品等需要開拓事業(以下この条において「商品等需要開拓事業」という。)を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該産業復興再生計画に記載された第七項の実施期間内に限り、当該商品等需要開拓事業については、次項から第六項までの規定を適用する。

2 6 (略)

7 第一項の産業復興再生計画には、第三十六条第二項第三号に掲げる事項として、商品等需要開拓事業ごとに、当該事業の目標及び実施期間を定めるものとする。

(種苗法の特例)

第四十二条 福島県知事が、第三十八条第二項第三号八に規定する新品種育成事業（以下この条において「新品種育成事業」という。）を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該新品種育成事業については、次項及び第三項の規定を適用する。

2・3 (略)

4 第一項の産業復興再生計画には、第三十八条第二項第三号に掲げる事項として、新品種育成事業ごとに、当該事業の目標及び実施期間を定めるものとする。

5 (略)

(地熱資源開発事業)

第四十三条 福島県知事が、第三十八条第二項第三号二に規定する地熱資源開発事業（以下「地熱資源開発事業」という。）を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地熱資源開発事業については、次条から第四十七条までの規定を適用する。

第四十四条・第四十五条 (略)

(地熱資源開発事業に係る許認可等の特例)

(種苗法の特例)

第四十条 福島県知事が、第三十六条第二項第三号八に規定する新品種育成事業（以下この条において「新品種育成事業」という。）を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該新品種育成事業については、次項及び第三項の規定を適用する。

2・3 (略)

4 第一項の産業復興再生計画には、第三十六条第二項第三号に掲げる事項として、新品種育成事業ごとに、当該事業の目標及び実施期間を定めるものとする。

5 (略)

(地熱資源開発事業)

第四十一条 福島県知事が、第三十六条第二項第三号二に規定する地熱資源開発事業（以下「地熱資源開発事業」という。）を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地熱資源開発事業については、次条から第四十五条までの規定を適用する。

第四十二条・第四十三条 (略)

(地熱資源開発事業に係る許認可等の特例)

第四十六条 第四十四条第二項第三号に掲げる事項には、地熱資源開発事業の実施に係る次に掲げる事項を記載することができる。

一～五 (略)

2 (略)

第四十七条 次の表の上欄に掲げる事項が記載された地熱資源開発計画が第四十四条第五項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る地熱資源開発事業の実施主体に対する同表の下欄に掲げる許可、認可又は認定があつたものとみなす。

(表略)

2 次の各号に掲げる事項が記載された地熱資源開発計画が第四十四条第五項の規定により公表されたときは、当該事項に係る地熱資源開発事業については、当該各号に定める規定は、適用しない。

一～三 (略)

3 前条第一項第五号に掲げる事項(電気事業法第九条第二項又は第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による届出に係るものに限る。)が記載された地熱資源開発計画が第四十四条第五項の規定により公表されたときは、同法第九条第二項又は第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による届出があつたものとみなす。

(流通機能向上事業に係る許認可等の特例)

第四十八条 福島県知事が、第三十八条第二項第三号ホに規定する流通機能向上事業(以下この条において「流通機能向上事業」という。)を定

第四十四条 第四十二条第二項第三号に掲げる事項には、地熱資源開発事業の実施に係る次に掲げる事項を記載することができる。

一～五 (略)

2 (略)

第四十五条 次の表の上欄に掲げる事項が記載された地熱資源開発計画が第四十二条第五項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る地熱資源開発事業の実施主体に対する同表の下欄に掲げる許可、認可又は認定があつたものとみなす。

(表略)

2 次の各号に掲げる事項が記載された地熱資源開発計画が第四十二条第五項の規定により公表されたときは、当該事項に係る地熱資源開発事業については、当該各号に定める規定は、適用しない。

一～三 (略)

3 前条第一項第五号に掲げる事項(電気事業法第九条第二項又は第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による届出に係るものに限る。)が記載された地熱資源開発計画が第四十二条第五項の規定により公表されたときは、同法第九条第二項又は第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による届出があつたものとみなす。

(流通機能向上事業に係る許認可等の特例)

第四十六条 福島県知事が、第三十六条第二項第三号ホに規定する流通機能向上事業(以下この条において「流通機能向上事業」という。)を定

めた産業復興再生計画について、同号に掲げる事項として次の表の上欄に掲げる事項のいずれかを定めた場合であつて、国土交通省令で定める書類を添付して、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該流通機能向上事業のうち、同表の下欄に掲げる登録、変更登録、許可若しくは認可を受け、又は届出をしなければならないものについては、当該認定の日において、これらの登録、変更登録、許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

(略)

2 前項の産業復興再生計画には、第三十八条第二項第三号に掲げる事項として、流通機能向上事業ごとに、当該事業の目標、流通業務施設の概要及び実施時期を定めるものとする。

3 福島県知事は、第一項の認定を申請しようとするときは、第三十八条第四項の規定にかかわらず、当該申請に係る産業復興再生計画に定めようとする流通機能向上事業の内容について、当該流通機能向上事業の実施主体として当該産業復興再生計画に定めようとする者の同意を得なければならぬ。

4 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請に係る第三十八条第十項(第三十九条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六條第二項)において準用する場合を含む。以下この条において同じ。( )の同意を求められたときは、当該申請に係る産業復興再生計画に定められた流通機能向上事業が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十八条第十項の同意をしてはならない。

一(五) (略)

めた産業復興再生計画について、同号に掲げる事項として次の表の上欄に掲げる事項のいずれかを定めた場合であつて、国土交通省令で定める書類を添付して、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該流通機能向上事業のうち、同表の下欄に掲げる登録、変更登録、許可若しくは認可を受け、又は届出をしなければならないものについては、当該認定の日において、これらの登録、変更登録、許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

(略)

2 前項の産業復興再生計画には、第三十六条第二項第三号に掲げる事項として、流通機能向上事業ごとに、当該事業の目標、流通業務施設の概要及び実施時期を定めるものとする。

3 福島県知事は、第一項の認定を申請しようとするときは、第三十六条第四項の規定にかかわらず、当該申請に係る産業復興再生計画に定めようとする流通機能向上事業の内容について、当該流通機能向上事業の実施主体として当該産業復興再生計画に定めようとする者の同意を得なければならぬ。

4 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請に係る第三十六条第十項(第三十七条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六條第二項)において準用する場合を含む。以下この条において同じ。( )の同意を求められたときは、当該申請に係る産業復興再生計画に定められた流通機能向上事業が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十六条第十項の同意をしてはならない。

一(五) (略)

5 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請に係る第三十八条第十項の同意を求められたときは、当該申請に係る産業復興再生計画に定められた流通機能向上事業のうち、貨物利用運送事業法第四十五条第一項の許可を受けなければならないものについて、その同意において、国際約束を誠実に履行するとともに、国際貨物運送（同法第六条第一項第五号に規定する国際貨物運送をいう。）に係る第二種貨物利用運送事業（同法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業をいう。）の分野において公正な事業活動が行われ、その健全な発達が確保されるよう配慮するものとする。

6 国土交通大臣は、福島県知事及び第一項の規定による認定の申請に係る産業復興再生計画に定められた流通機能向上事業の実施主体に対して、第三十八条第十項の同意に必要な情報の提供を求めることができる。

（政令等で規定された規制の特例措置）

第四十九条 福島県知事が、第三十八条第二項第三号に規定する産業復興再生事業として、同号へに規定する政令等規制事業を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては復興庁令・主務省令で、それぞれ定めるところにより、同条第三項に規定する規制の特例措置を適用する。

（地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置）

5 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請に係る第三十六条第十項の同意を求められたときは、当該申請に係る産業復興再生計画に定められた流通機能向上事業のうち、貨物利用運送事業法第四十五条第一項の許可を受けなければならないものについて、その同意において、国際約束を誠実に履行するとともに、国際貨物運送（同法第六条第一項第五号に規定する国際貨物運送をいう。）に係る第二種貨物利用運送事業（同法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業をいう。）の分野において公正な事業活動が行われ、その健全な発達が確保されるよう配慮するものとする。

6 国土交通大臣は、福島県知事及び第一項の規定による認定の申請に係る産業復興再生計画に定められた流通機能向上事業の実施主体に対して、第三十六条第十項の同意に必要な情報の提供を求めることができる。

（政令等で規定された規制の特例措置）

第四十七条 福島県知事が、第三十六条第二項第三号に規定する産業復興再生事業として、同号へに規定する政令等規制事業を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては復興庁令・主務省令で、それぞれ定めるところにより、同条第三項に規定する規制の特例措置を適用する。

（地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置）

第五十条 福島県知事が、第三十八条第二項第三号に規定する産業復興再生事業として、同号トに規定する地方公共団体事務政令等規制事業を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該地方公共団体事務政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で定めるところにより条例で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては復興庁令・主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めるところにより、同条第三項に規定する規制の特例措置を適用する。

第五十一条・第五十二条 (略)

(農林水産業の復興及び再生のための施策)

第五十三条 国は、原子力災害による被害を受けた福島県の農林水産業の復興及び再生を推進するため、福島県の地方公共団体が行う農林水産物の消費の拡大、農林水産業に係る生産基盤の整備、農林水産物の加工及び流通の合理化、地域資源を活用した取組の推進、農林水産業を担うべき人材の育成及び確保、農林水産業に関する研究開発の推進及びその成果の普及その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

第五十四条～第五十六条 (略)

(その他の産業の復興及び再生のための措置)

第五十七条 国は、第五十三条から前条までに定めるもののほか、原子力

第四十八条 福島県知事が、第三十六条第二項第三号に規定する産業復興再生事業として、同号トに規定する地方公共団体事務政令等規制事業を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該地方公共団体事務政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で定めるところにより条例で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては復興庁令・主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めるところにより、同条第三項に規定する規制の特例措置を適用する。

第四十九条・第五十条 (略)

(農林水産業の復興及び再生のための施策)

第五十一条 国は、原子力災害による被害を受けた福島県の農林水産業の復興及び再生を推進するため、福島県の地方公共団体が行う農林水産物の消費の拡大、農林水産業に係る生産基盤の整備、農林水産物の加工及び流通の合理化、農林水産業を担うべき人材の育成及び確保、農林水産業に関する研究開発の推進及びその成果の普及その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

第五十二条～第五十四条 (略)

(その他の産業の復興及び再生のための措置)

第五十五条 国は、第五十一条から前条までに定めるもののほか、原子力



災害による被害を受けた福島県の産業の復興及び再生の推進を図るため、放射性物質による汚染の有無又はその状況が明らかになっていないことに起因する商品の販売等の不振及び観光客の数の減少への対処その他の必要な取組に関し、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(重点推進計画の認定)

第五十八条 福島県知事は、福島復興再生基本方針に即して、再生可能エネルギー源(太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として継続的に利用することができるものと認められるものをいう。第六十一条において同じ。)の利用、医薬品及び医療機器に関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進に関する計画(以下「重点推進計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 5 (略)

6 内閣総理大臣は、前項の認定をしようとするときは、重点推進計画に定められた重点推進事項(第六十条に規定する事業又は第六十一条若しくは第六十二条に規定する施策に係る事項をいう。)について、当該重点推進事項に係る関係行政機関の長の同意を得なければならない。

7 (略)

(東日本大震災復興特別区域法の準用)

災害による被害を受けた福島県の産業の復興及び再生の推進を図るため、放射性物質による汚染の有無又はその状況が明らかになっていないことに起因する商品の販売等の不振及び観光客の数の減少への対処その他の必要な取組に関し、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(重点推進計画の認定)

第五十六条 福島県知事は、福島復興再生基本方針に即して、再生可能エネルギー源(太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として継続的に利用することができるものと認められるものをいう。第五十九条において同じ。)の利用、医薬品及び医療機器に関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進に関する計画(以下「重点推進計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 5 (略)

6 内閣総理大臣は、前項の認定をしようとするときは、重点推進計画に定められた重点推進事項(第五十八条に規定する事業又は第五十九条若しくは第六十条に規定する施策に係る事項をいう。)について、当該重点推進事項に係る関係行政機関の長の同意を得なければならない。

7 (略)

(東日本大震災復興特別区域法の準用)

第五十九条 東日本大震災復興特別区域法第五条から第十条までの規定は、重点推進計画について準用する。この場合において、同法第五条中、「認定」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十八条第五項の認定」と、同条第二項中「前条第十項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十八条第六項」と、同法第六条第一項中「認定を受けた特定地方公共団体」とあり、同法第七条第一項中「特定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）」とあり、並びに同条第二項、同法第八条並びに同法第十条の見出し並びに同条第一項及び第三項中「認定地方公共団体」とあるのは「福島県知事」と、同法第六条第一項中「認定を受けた」とあるのは、「福島復興再生特別措置法第五十八条第五項の認定を受けた」と、同条第二項中「第四条第三項から第十一項まで」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十八条第三項から第七項まで」と、同法第七条第一項中「第四条第九項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十八条第五項」と、同条第二項中「復興推進事業」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十八条第六項に規定する重点推進事項（以下「重点推進事項」という。）」と、同法第八条第二項及び第十条第二項中「復興推進事業」とあるのは「重点推進事項」と、同法第九条第一項中「第四条第九項各号」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十八条第五項各号」と、同条第三項中「第四条第十一項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十八条第七項」と読み替えるものとする。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例）

第六十条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、独立行政法人中小企業

第五十七条 東日本大震災復興特別区域法第五条から第十条までの規定は、重点推進計画について準用する。この場合において、同法第五条中「認定」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十六条第五項の認定」と、同条第二項中「前条第十項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十六条第六項」と、同法第六条第一項中「認定を受けた特定地方公共団体」とあり、同法第七条第一項中「特定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）」とあり、並びに同条第二項、同法第八条並びに同法第十条の見出し並びに同条第一項及び第三項中「認定地方公共団体」とあるのは「福島県知事」と、同法第六条第一項中「認定を受けた」とあるのは、「福島復興再生特別措置法第五十六条第五項の認定を受けた」と、同条第二項中「第四条第三項から第十一項まで」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十六条第三項から第七項まで」と、同法第七条第一項中「第四条第九項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十六条第五項」と、同条第二項中「復興推進事業」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十六条第六項に規定する重点推進事項（以下「重点推進事項」という。）」と、同法第八条第二項及び第十条第二項中「復興推進事業」とあるのは「重点推進事項」と、同法第九条第一項中「第四条第九項各号」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十六条第五項各号」と、同条第三項中「第四条第十一項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十六条第七項」と読み替えるものとする。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例）

第五十八条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、独立行政法人中小企

基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）附則第五条第一項の政令で定める日までの間、同項第一号の規定により管理を行っている工場用地について、福島県知事が第五十八条第五項の認定（前条において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。）を受けた重点推進計画（次条及び第六十二条において「認定重点推進計画」という。）に基づいて行う事業の用に供するために無償で譲渡することができる。

第六十一条～第六十三条（略）

第七章 福島復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置

（生活の安定を図るための措置）

第六十四条 国は、原子力災害からの福島復興及び再生を推進するため、原子力災害の影響により避難指示区域から避難している者（その避難している地域に住所を移転した者を含む。）及び避難指示区域に係る避難指示の解除により避難解除区域に再び居住する者について、雇用の安定を図るための措置その他の生活の安定を図るため必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、前項の措置を講ずるに当たっては、避難指示区域をその区域に含む市町村の地域の個性及び特色の維持が図られるよう配慮するものとする。

業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）附則第五条第一項の政令で定める日までの間、同項第一号の規定により管理を行っている工場用地について、福島県知事が第五十六条第五項の認定（前条において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。）を受けた重点推進計画（次条及び第六十条において「認定重点推進計画」という。）に基づいて行う事業の用に供するために無償で譲渡することができる。

第五十九条～第六十一条（略）

(保健、医療及び福祉にわたる総合的な措置)

第六十五条 国は、原子力発電所の事故に係る放射線による被ばくに起因する健康被害が将来発生した場合においては、保健、医療及び福祉にわたる措置を総合的に講ずるため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(再生可能エネルギーの開発等のための財政上の措置)

第六十六条 国は、原子力災害からの福島復興及び再生に関する国の施策として、再生可能エネルギーの開発及び導入のため必要な財政上の措置、エネルギーの供給源の多様化のため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(復興交付金その他財政上の措置の活用)

第六十七条 国は、原子力災害からの福島復興及び再生の円滑かつ迅速な推進を図るため、復興交付金その他東日本大震災からの復興のための財政上の措置を、府省横断的かつ効果的に活用するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の復興交付金その他東日本大震災からの復興のための財政上の措置の府省横断的かつ効果的な活用を資するため、福島地方公共団体の要望を踏まえつつ、復興庁設置法(平成二十三年法律第百二十五号)第四条第二項第三号イの規定に基づき、必要な予算を一括して要求し、確保するとともに、原子力災害からの福島復興及び再生に活用することができる財政上の措置について、政府全体の見地から、情報の提供、相談の実施その他の措置を講ずるものとする。

(住民の健康を守るための基金に係る財政上の措置等)

第六十八条 国は、健康管理調査その他原子力災害から子どもをはじめとする住民の健康を守るために必要な事業を実施することを目的として地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金として福島県が設置する基金について、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 福島県は、子どもをはじめとする住民が安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための事業を行うときは、前項の福島県が設置する基金を活用することができる。

3 国は、第一項に定める措置のほか、福島県が原子力災害からの復興及び再生に関する施策を実施するための財源を確保するため、原子力被害応急対策基金（平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成二十三年法律第九十一号）第十四条第一項の原子力被害応急対策基金をいう。）その他地方自治法第二百四十一条の基金として福島県が設置する原子力災害からの復興及び再生のための基金の更なる活用のため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずることができる。

(復興大臣による適切かつ迅速な勧告)

第六十九条 復興大臣は、福島県に置かれた特殊な諸事情に鑑み、この法律に基づく原子力災害からの福島県の復興及び再生に関する施策を円滑かつ迅速に実施するため、復興庁設置法第八条第五項の規定により、適切か

つ迅速に勧告するものとする。

第八章 原子力災害からの福島復興再生協議会

第七十条 (略)

第九章 雑則

第七十一条～第七十五条 (略)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十二條、第二十六條、第二十七條、第五章第一節及び第六章並びに附則第三條、第六條、第八條から第十三條まで、第十七條、第二十四條及び第二十六條の規定 公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日

- 二 第八條第一項から第六項まで及び第九條から第十六條まで並びに附則第七條及び第十六條の規定 公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日

- 三 附則第二十條の規定 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

- 四 附則第二十一條の規定 租税特別措置法等の一部を改正する法律（

第七章 原子力災害からの福島復興再生協議会

第六十二条 (略)

第八章 雑則

第六十三条～第六十七条 (略)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十条、第二十四条、第二十五条、第五章第一節及び第六章並びに附則第三条、第四条、第六条から第十一条まで、第十五条、第十九条及び第二十一条の規定 公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日

- 二 第八條第一項から第六項まで及び第九條から第十四條まで並びに附則第五條及び第十四條の規定 公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日

- 三 附則第十八條の規定 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

平成二十四年法律第 号)の公布の日又はこの法律の公布の日の  
いずれか遅い日

五 附則第二十二條の規定 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律  
(平成二十四年法律第 号)の公布の日又はこの法律の公布の日  
のいずれか遅い日

六 附則第二十三條の規定 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成  
二十四年法律第 号)の公布の日又はこの法律の公布の日のい  
ずれか遅い日

七 附則第十八條及び第十九條の規定 労働者派遣事業の適正な運営の  
確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正  
する法律(平成二十四年法律第 号)の施行の日又は第一号に掲  
げる規定の施行の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況、  
原子力災害からの福島復興及び再生の状況等を勘案し、福島の住民の  
意向に留意しつつ、課税の特例を含め、この法律の規定について検討を  
加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて速やかに必要な  
措置を講ずるものとする。

第三条 (略)

(調整規定)

四 附則第十六條及び第十七條の規定 労働者派遣事業の適正な運営の  
確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正  
する法律(平成二十四年法律第 号)の施行の日又は第一号に掲  
げる規定の施行の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況、  
原子力災害からの福島復興及び再生の状況等を勘案し、福島の住民の  
意向に留意しつつ、この法律の規定について検討を加え、必要があると  
認めるときは、その結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずるもの  
とする。

第三条 (略)

第四条 原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における第四条第四号及び第五号並びに第二十七条の規定の適用については、第四条第四号中「第二十条第三項若しくは第五項」とあるのは「第二十条第三項」と、同号イ中「第二十条の四第一項又は同法第二十八条第二項」とあるのは「第二十八条第二項」と、同条第五号中「第二十条第三項又は第五項」とあるのは「第二十条第三項」と、第二十七条中「環境省令」とあるのは「経済産業省令」とする。

第五条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第二十一条の規定の適用については、同条中「第二十三条第二号」とあるのは、「第二十三条第三号」とする。

（通訳案内士法の一部改正）

第六条 通訳案内士法の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

（通訳案内士法の一部改正）

第四条 通訳案内士法の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。



六 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第 号）第四十条第八項において準用する第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

第七条・第八条（略）

（登録免許税法の一部改正）

第九条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の次に次の一条を加える。

（認定が一般貨物自動車運送事業の許可等とみなされる場合の取扱い）

第三十四条の二 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第

号）第三十八条第一項（産業復興再生計画の認定）に規定する産業復興再生計画の同条第九項の認定（同法第三十九条第一項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の変更の認定を含む。）が次の各号に掲げる規定により当該各号に定める登記等とみなされる場合における福島復興再生特別措置法第四十八条第三項（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）の同意をした者については、当該産業復興再生計画に係る同法第三十八条第一項の規定による申請を当該同意をした者の当該登

六 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第 号）第三十八条第八項において準用する第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

第五条・第六条（略）

（登録免許税法の一部改正）

第七条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の次に次の一条を加える。

（認定が一般貨物自動車運送事業の許可等とみなされる場合の取扱い）

第三十四条の二 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第

号）第三十六条第一項（産業復興再生計画の認定）に規定する産業復興再生計画の同条第九項の認定（同法第三十七条第一項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の変更の認定を含む。）が次の各号に掲げる規定により当該各号に定める登記等とみなされる場合における福島復興再生特別措置法第四十六条第三項（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）の同意をした者については、当該産業復興再生計画に係る同法第三十六条第一項の規定による申請を当該同意をした者の当該登

記等に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。

一 別表第一第二百二十五号 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条（一般貨物自動車運送事業の許可）の一般貨物自動車運送事業の許可

二 別表第一第一百三十九号 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第三条第一項（登録）の第一種貨物利用運送事業の登録若しくは同法第七条第一項（変更登録等）の変更登録、同法第二十条（許可）の第二種貨物利用運送事業の許可若しくは同法第二十五条第一項（事業計画及び集配事業計画）の事業計画の変更の認可、同法第三十五条第一項（登録）の第一種貨物利用運送事業の登録若しくは同法第三十九条第一項（変更登録等）の変更登録又は同法第四十五条第一項（許可）の第二種貨物利用運送事業の許可若しくは同法第四十六条第二項（事業計画）の事業計画の変更の認可

三 別表第一第四百十号 倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）第三条（登録）の倉庫業者の登録又は同法第七条第一項（変更登録等）の変更登録

附則第八条中「（昭和三十一年法律第二百一十一号）」を削る。

別表第一中「、第三十四条」を、「第三十四条、第三十四条の二」に改め、同表第二百二十五号中「（貨物自動車運送事業法の特例）又は」を「（貨物自動車運送事業法の特例）」に改め、「第二項（貨物自動車運送事業法の特例）」の下に「又は福島復興再生特別措置法第四十八条第一項（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）」を加え、「総合効率化計画の認定又は」を「総合効率化計画の認定、」に、「は当該許可

記等に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。

一 別表第一第二百二十五号 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条（一般貨物自動車運送事業の許可）の一般貨物自動車運送事業の許可

二 別表第一第一百三十九号 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第三条第一項（登録）の第一種貨物利用運送事業の登録若しくは同法第七条第一項（変更登録等）の変更登録、同法第二十条（許可）の第二種貨物利用運送事業の許可若しくは同法第二十五条第一項（事業計画及び集配事業計画）の事業計画の変更の認可、同法第三十五条第一項（登録）の第一種貨物利用運送事業の登録若しくは同法第三十九条第一項（変更登録等）の変更登録又は同法第四十五条第一項（許可）の第二種貨物利用運送事業の許可若しくは同法第四十六条第二項（事業計画）の事業計画の変更の認可

三 別表第一第四百十号 倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）第三条（登録）の倉庫業者の登録又は同法第七条第一項（変更登録等）の変更登録

附則第八条中「（昭和三十一年法律第二百一十一号）」を削る。

別表第一中「、第三十四条」を、「第三十四条、第三十四条の二」に改め、同表第二百二十五号中「（貨物自動車運送事業法の特例）又は」を「（貨物自動車運送事業法の特例）」に改め、「第二項（貨物自動車運送事業法の特例）」の下に「又は福島復興再生特別措置法第四十六条第一項（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）」を加え、「総合効率化計画の認定又は」を「総合効率化計画の認定、」に、「は当該許可

と」を「又は福島復興再生特別措置法第三十八条第九項（産業復興再生計画の認定）の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第三十九条第一項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の規定による産業復興再生計画の変更の認定は当該許可と」に改め、同号四中「（平成元年法律第八十三号）」を削り、同表第三百二十九号中「（貨物利用運送事業法の特例）又は」を「（貨物利用運送事業法の特例）」に改め、「第二十二條の二第一項若しくは第二項（貨物利用運送事業法の特例）」の下に「又は福島復興再生特別措置法第四十八条第一項（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）」を加え、「認定又は」を「認定、」に、「は当該登録」を「又は福島復興再生特別措置法第三十八条第九項（産業復興再生計画の認定）の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第三十九条第一項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項（認定復興推進計画の変更）」の規定による産業復興再生計画の変更の認定は当該登録」に改め、「第二十二條の三第一項若しくは第二項（貨物利用運送事業法の特例）」の下に「又は福島復興再生特別措置法第四十八条第一項」を加え、「は当該許可」を「又は福島復興再生特別措置法第三十八条第九項の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第三十九条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の規定による産業復興再生計画の変更の認定は当該許可」に改め、同号一中「（平成元年法律第八十二号）」を削り、同表第四百十号中「（倉庫業法の特例）」の下に「又は福島復興

と」を「又は福島復興再生特別措置法第三十六条第九項（産業復興再生計画の認定）の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第三十七条第一項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の規定による産業復興再生計画の変更の認定は当該許可と」に改め、同号四中「（平成元年法律第八十三号）」を削り、同表第三百二十九号中「（貨物利用運送事業法の特例）又は」を「（貨物利用運送事業法の特例）」に改め、「第二十二條の二第一項若しくは第二項（貨物利用運送事業法の特例）」の下に「又は福島復興再生特別措置法第四十六条第一項（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）」を加え、「認定又は」を「認定、」に、「は当該登録」を「又は福島復興再生特別措置法第三十六條第九項（産業復興再生計画の認定）の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第三十七條第一項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項（認定復興推進計画の変更）」の規定による産業復興再生計画の変更の認定は当該登録」に改め、「第二十二條の三第一項若しくは第二項（貨物利用運送事業法の特例）」の下に「又は福島復興再生特別措置法第四十六條第一項」を加え、「は当該許可」を「又は福島復興再生特別措置法第三十六條第九項の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第三十七條第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の規定による産業復興再生計画の変更の認定は当該許可」に改め、同号一中「（平成元年法律第八十二号）」を削り、同表第四百十号中「（倉庫業法の特例）」の下に「又は福島復興

興再生特別措置法第四十八条第一項（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）」を加え、「又は流通業務総合効率化促進法」を「若しくは流通業務総合効率化促進法」に、「は、当該登録」を「又は福島復興再生特別措置法第三十八条第九項（産業復興再生計画の認定）の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第三十九条第一項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の規定による産業復興再生計画の変更の認定は、当該登録」に改める。

第十条（略）

（住民基本台帳法の一部改正）

第十一条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第三の二十一の二の項の次に次のように加える。

二十一の三 福島県知事

福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第 号）による同法第四十条第七項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の

興再生特別措置法第四十六条第一項（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）」を加え、「又は流通業務総合効率化促進法」を「若しくは流通業務総合効率化促進法」に、「は、当該登録」を「又は福島復興再生特別措置法第三十六条第九項（産業復興再生計画の認定）の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第三十七条第一項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の規定による産業復興再生計画の変更の認定は、当該登録」に改める。

第八条（略）

（住民基本台帳法の一部改正）

第九条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第三の二十一の二の項の次に次のように加える。

二十一の三 福島県知事

福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第 号）による同法第三十八条第七項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する

届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三に次のように加える。

二十九 福島県知事

福島復興再生特別措置法による同法第二十六条の健康管理調査の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第二十六号の二の次に次の一号を加える。

二十六の三 福島復興再生特別措置法による同法第四十条第七項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五に次の一号を加える。

三十四 福島復興再生特別措置法による同法第二十六条の健康管理調査の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正)

第十二条 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を次のように改正する。

事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三に次のように加える。

二十九 福島県知事

福島復興再生特別措置法による同法第二十四条の健康管理調査の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第二十六号の二の次に次の一号を加える。

二十六の三 福島復興再生特別措置法による同法第三十八条第七項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五に次の一号を加える。

三十四 福島復興再生特別措置法による同法第二十四条の健康管理調査の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正)

第十条 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を次のように改正する。

第十三条に次の一号を加える。

六 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第 号）第四十条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第十三条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項第五号に次のように加える。

二 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第 号）第六十条に規定する業務

（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）

第十四条 独立行政法人都市再生機構法の一部を次のように改正する。

第十一条第二項に次の一号を加える。

四 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第 号）第二十条に規定する業務を行うこと。

（独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正）

第十五条 独立行政法人住宅金融支援機構法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第一号中、「又は東日本大震災に対処するための特別の

第十三条に次の一号を加える。

六 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第 号）第三十条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第十一条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項第五号に次のように加える。

二 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第 号）第五十八条に規定する業務

（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）

第十二条 独立行政法人都市再生機構法の一部を次のように改正する。

第十一条第二項に次の一号を加える。

四 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第 号）第二十条に規定する業務を行うこと。

（独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正）

第十三条 独立行政法人住宅金融支援機構法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第一号中、「又は東日本大震災に対処するための特別の

財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第三百二十八条」を、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第三百三十八条又は福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第 号）第二十四条」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第十六条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二百一条第一項第一号八中「又は沖縄振興特別措置法第一百七十五条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）を、「沖縄振興特別措置法第一百七十五条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）又は福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第 号）第十条第四項、第十四条第四項若しくは第十五条第四項」に改め、同条第二項第一号八中「又は沖縄振興特別措置法第一百六条第五項」を、「沖縄振興特別措置法第一百六条第五項又は福島復興再生特別措置法第十二条第四項」に改め、同条第三項第一号八中「又は公害防止事業費事業者負担法」を、「公害防止事業費事業者負担法又は福島復興再生特別措置法第十一条第三項」に改める。

第二百二十四条第一号水中「又は東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第五十六条第八項」を、「東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第五十六条第八項又は福島復興再生特別措置法第九条第四項、第十三条第四項若しくは第十六条第五項」に改める。

財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第三百二十八条」を、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第三百三十八条又は福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第 号）第二十二條」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第十四条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二百一条第一項第一号八中「又は沖縄振興特別措置法第一百七十五条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）を、「沖縄振興特別措置法第一百七十五条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）又は福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第 号）第九条第四項若しくは第十三条第四項」に改め、同条第二項第一号八中「又は沖縄振興特別措置法第一百六条第五項」を、「沖縄振興特別措置法第一百六条第五項又は福島復興再生特別措置法第十一条第四項」に改め、同条第三項第一号八中「又は公害防止事業費事業者負担法」を、「公害防止事業費事業者負担法又は福島復興再生特別措置法第十条第三項」に改める。

第二百二十四条第一号水中「又は東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第五十六条第八項」を、「東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第五十六条第八項又は福島復興再生特別措置法第十二条第四項若しくは第十四条第五項」に改める。

(総合特別区域法の一部改正)

第十七条 総合特別区域法の一部を次のように改正する。

第二十条第五項に次の一号を加える。

五 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第 号)第四十

条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定に

より福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処

分の日から二年を経過しないもの

第四十三条第五項に次の一号を加える。

五 福島復興再生特別措置法第四十条第八項において準用する通訳案

内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の

禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

第十八条・第十九条 (略)

(国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二十条 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律

の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第六十九条の見出しを「(民間事業者等が行う書面の保存等における

情報通信の技術の利用に関する法律等の一部改正)」に改め、同条に次

の一号を加える。

(総合特別区域法の一部改正)

第十五条 総合特別区域法の一部を次のように改正する。

第二十条第五項に次の一号を加える。

五 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第 号)第三十

八条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定

により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該

処分の日から二年を経過しないもの

第四十三条第五項に次の一号を加える。

五 福島復興再生特別措置法第三十八条第八項において準用する通訳

案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務

の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

第十六条・第十七条 (略)

(国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十八条 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律

の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第六十九条の見出しを「(民間事業者等が行う書面の保存等における

情報通信の技術の利用に関する法律等の一部改正)」に改め、同条に次

の一号を加える。



三 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第 号）第七十  
二条

（租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十一条 租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部を次のように  
改正する。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例  
に関する法律第十条の二第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第  
四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号  
の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条  
」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第  
十条の二の二第一項及び第三項中「第十六条」を「第十八条」に改める  
。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例  
に関する法律第十条の三第一項の改正規定中「第四十九条又は第五十条  
」を「第五十一条又は第五十二条」に、「第四十九条の」を「第五十一  
条の」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例  
に関する法律第十条の三の次に一条を加える改正規定のうち第十条の三  
の二第一項中「第十七条」を「第十九条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例  
に関する法律第十条の五第一項の改正規定中「第四十九条又は第五十条  
」を「第五十一条又は第五十二条」に改める。

三 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第 号）第六十  
四条

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第十七条の二の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の三第一項の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に、「第四十九条の」を「第五十一条の」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の三の次に一条を加える改正規定のうち第十七条の三の二第一項中「第十七条」を「第十九条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の五第一項の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の三第一項の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に、「第四十九条の」を「第五十一条の」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中

「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の二の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三第一項の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に、「第四十九条の」を「第五十一条の」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の三の二第一項中「第十七条」を「第十九条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の五第一項の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の三第一項の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に、「第四十九条の」を「第五十一条の」に改める。

( 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律の一部改正 )

第二十二條 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号中「福島復興再生特別措置法」を「この法律の公布の日又は福島復興再生特別措置法」に、「施行の日」を「公布の日のいずれか遅い日」に改める。

附則第十九条のうち福島復興再生特別措置法第三十八条第五項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に一号を加える改正規定中「第三十八条第五項」を「第四十条第五項」に改める。

附則第十九条のうち福島復興再生特別措置法附則第十条の次に一条を加える改正規定のうち「附則第十条」を「附則第十二条」に改め、附則第十条の二のうち沖縄振興特別措置法第十四条第五項に一号を加える改正規定のうち第七号中「第三十八条第八項」を「第四十条第八項」に改め、附則第十条の二を附則第十二条の二とする。

附則第十九条のうち福島復興再生特別措置法附則第十五条の改正規定のうち「附則第十五条」を「附則第十七条」に改め、附則第十五条のうち総合特別区域法第二十条第五項に一号を加える改正規定のうち第六号及び同法第四十三条第五項に一号を加える改正規定のうち第六号中「第三十八条第八項」を「第四十条第八項」に改め、附則第十五条を附則第十七条とする。

(都市の低炭素化の促進に関する法律の一部改正)

第二十三条 都市の低炭素化の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第三条のうち登録免許税法別表第一第百三十九号の改正規定中「第四十六条第一項」を「第四十八条第一項」に改める。

附則第四条第一項中「第四十六条第一項」を「第四十八条第一項」に改め、同条第二項中「附則第七条」を「附則第九条」に改める。

## 第二十四条 (略)

(復興庁設置法の一部改正)

第二十五条 復興庁設置法の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第 号)第四条

第五号に規定する避難解除等区域の復興及び再生の推進に関すること並びに同法第十七条第一項に規定する生活環境整備事業に関すること。

第二十六条 復興庁設置法の一部を次のように改正する。

第四条第二項第六号中「並びに同法第十七条第一項に規定する生活環境整備事業」を、「同法第十七条第一項に規定する生活環境整備事業に関すること、同法第三十八条第九項に規定する産業復興再生計画の認定に関すること、同法第五十八条第五項に規定する重点推進計画の認定に関すること並びに同法第三十八条第二項第三号に規定する産業復興再生事業に関する関係行政機関の事務の調整」に改める。

## 第十九条 (略)

(復興庁設置法の一部改正)

第二十条 復興庁設置法(平成二十三年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第 号)第四条

第五号に規定する避難解除等区域の復興及び再生の推進に関すること並びに同法第十五条第一項に規定する生活環境整備事業に関すること。

第二十一条 復興庁設置法の一部を次のように改正する。

第四条第二項第六号中「並びに同法第十五条第一項に規定する生活環境整備事業」を、「同法第十五条第一項に規定する生活環境整備事業に関すること、同法第三十六条第九項に規定する産業復興再生計画の認定に関すること、同法第五十六条第五項に規定する重点推進計画の認定に関すること並びに同法第三十六条第二項第三号に規定する産業復興再生事業に関する関係行政機関の事務の調整」に改める。

第二十七条 (略)

第二十一条 (略)